

刑法の改正に関する情報提供

2023年7月13日

- ①性犯罪に関する規定を見直した改正刑法などが施行されました。
- ②性的な部位や下着姿の盗撮、画像の提供などを処罰する「性的容姿等処罰法」が、新たに施行されました。

意に反した性行為は、配偶者やパートナー間でも成立します。
これまで都道府県の迷惑防止条例などで処罰されていた盗撮等行為が、「性的容姿等処罰法」の処罰対象となりました。

性に関する不適切な行為については、今一度確認していきましょう。

一般社団法人 日本作業療法士協会
倫理委員会

性犯罪に関する改正刑法

- (1) 「強制性交罪」と「準強制性交罪」が統合され、「**不同意性交罪**」に
- (2) **意思に反した性行為**に、「**不同意性交罪**」と「**不同意わいせつ罪**」を適応
- (3) 「不同意性交罪」と「不同意わいせつ罪」の**成立要因を明確化**
 - ① 暴行や脅迫
 - ② 精神的、身体的な障害を生じさせること
 - ③ アルコールや薬物を摂取させること
 - ④ 眠っているなど、意識がはっきりしていない状態であること
 - ⑤ 被害者が急に襲われる場合なども想定し、拒絶するいとまを与えないこと
 - ⑥ 被害者がショックで体が硬直し、いわゆるフリーズ状態になった場合なども想定し、
恐怖・驚がくさせること
 - ⑦ 被害者が長年にわたって性的虐待を受けてきた場合などを想定し、虐待による心理的反応があること
 - ⑧ 教師と生徒など、経済的・社会的関係の地位に基づく影響力で受ける不利益を憂慮していること

こうした行為によって、「被害者が同意しない意思を表すことが難しい状態」にさせた場合

* 配偶者やパートナー間でも成立します。

(4) **時効を延長**

- ①不同意性交罪 10年 を **15年**へ
- ②不同意わいせつ罪 7年 を **12年**へ

(5) 性交同意**年齢の引き上げ** 13歳 を **18歳**へ

(6) 「**わいせつ目的要求罪**」を**新設**

わいせつ目的で16歳未満の子どもたちを懐柔し、面会を求める行為などを処罰

(7) **新たに「性的姿態撮影等処罰法**」が施行

性的な部位を盗撮したり、画像を提供したりする行為を処罰

詳細な資料は、[「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」](#)をご覧ください。